

平成 20 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 創 建 ホ ー ム ズ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 本 吉 紀
(コード番号 8911 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 町 本 徹
(TEL 03-5347-1959)

当社子会社民事再生手続き開始の申立についてのお知らせ

当社連結子会社である創建アビリティ(株)は、平成 20 年 8 月 26 日、東京地方裁判所に民事再生手続き開始の申立てを行い、即日受理されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 申立ての理由

創建アビリティ(株)は、当社施工物件を中心にリフォーム事業を営んでおりましたが、当社が平成 20 年 8 月 26 日に東京地方裁判所に対して民事再生手続き開始の申立てを行ったことから、当社から請負代金の弁済を受ける見込みがなくなり、今月末に支払予定の決済資金を調達する目処が立たなくなって支払不能のおそれが生じたため、民事再生手続き開始の申立てに至ったものです。

2. 創建アビリティ(株)の概要

商号：創建アビリティ株式会社
本店所在地：東京都杉並区荻窪二丁目 32 番 8 号
代表者の氏名：丸本吉紀
設立年月日：平成 15 年 9 月 1 日
発行可能株式総数：2,000 株
発行済株式総数：1,000 株
当社保有比率：100%
資本金の額：50,000,000 円
負債総額：2 億 9344 万 8964 円（平成 20 年 5 月 31 日現在）

3. 当社への影響

当社が有する創建アビリティ(株)の株式（簿価 122,602,002 円）について評価損を計上いたします。

4. 今後の見通し

当社は、裁判所及び監督委員河野玄逸弁護士による指導監督のもと、金融機関、取引先をはじめとする関係各位のご協力を賜りながら、事業再建に向けて全力を尽くしていく所存でございます。

関係者の皆様におかれましては、多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと重ねてお詫

び申し上げるとともに、今後の当社再建に向けご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

申立の概要

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 申立日 | 平成 20 年 8 月 26 日 |
| (2) 監督命令 | 同上 |
| (3) 弁済禁止等の保全命令 | 同上 |
| (4) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (5) 事件番号 | 平成 20 年（再）第 185 号 |
| (6) 申立代理人 | 阿部・井窪・片山法律事務所
弁護士 片山 英二 外 8 名 |
| (7) 監督委員 | 弁護士 河野玄逸 |

以上